

第7回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年12月25日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第16号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 5 | 報告第17号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第18号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 議案第22号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 9 | 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第26号 農用地の買入協議に係る要請について | 2件 |
| 第12 | 議案第27号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 3件 |

○出席委員(14名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 澁谷 洋 君 | 2番 | 高松 俊男 君 | 4番 | 橘 澄子 君 |
| 5番 | 嶋中 勝 君 | 6番 | 甲斐やす子 君 | 7番 | 森田 享子 君 |
| 8番 | 大泉 義明 君 | 9番 | 渡邊 裕義 君 | 10番 | 平間 清 君 |
| 12番 | 熊谷 英二 君 | 13番 | 津野 齊 君 | 14番 | 笛木 眞一 君 |
| 15番 | 高橋 政寿 君 | 16番 | 佐瀬日出夫 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

- 番 ■ 君

○欠席委員(2名)

- 3番 高原 文男 君 11番 類瀬 正幸 君

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 相撲 浩信 君 | 振興係長 | 若松 務 君 |
| 主 任 | 高橋 望 君 | 主 事 | 湊谷 省吾 君 |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第7回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時28分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・笹木君 1番・澁谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第7回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第16号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第16号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(■■■■君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

報告第16号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が

あったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

賃貸人、

さん。

賃借人、

さん。

土地の表示、字オソツベツ 6 4 8 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37, 690㎡外 1 筆、合計の面積は 85, 949㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成 28 年 3 月 24 日。

契約期間は、平成 28 年 3 月 24 日から平成 32 年 7 月 30 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成 29 年 11 月 27 日。

以上であります。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 16 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

（ 君復席）

◎報告第 17 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 5。報告第 17 号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容 1 件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第 17 号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、58.0ha。

指名年月日、平成 29 年 11 月 29 日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、熊谷委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第17号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第18号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第18号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第18号についてご説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、高原委員、大泉委員、熊谷委員。

報告年月日、平成29年9月6日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字標茶646-2。

現況地目、畑。

面積、52,658㎡外43筆、合計面積は730,693㎡となっております。

一時貸付予定者については、XXXXXXXXXXさんとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員である笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君）14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君）14番・笛木。

報告第18号、番号1について報告致します。

平成29年8月22日に、あっせん委員の指名があり、8月28日に高原委員、大泉委員、熊谷

委員と、私と、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、[]さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、9月6日に[]において、第2回あっせん委員会を開催し、地元農地部会を中心に、買受希望者を調整したところ、[]さんに決定致しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し買入協議の要請を行うものです。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、高原委員、笛木委員、渡邊委員。

報告年月日、平成29年11月20日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字多和160-2。

現況地目、畑。

面積、50,429㎡外5筆、合計面積365,714㎡。

価格、12,516,000円。

一時貸付予定者、[]さん。

続いて、土地の所在、字多和161-13。

現況地目、畑。

面積、9,876㎡外8筆、合計面積は98,165㎡となっております。

価格につきましては、4,205,000円。

一時貸付予定者は、[]さん。

合計で15筆、面積が463,879㎡、合計価格が16,721,000円となっております。
なお、番号2につきましては、あっせん委員長である大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

報告第18号、番号2について報告致します。

平成29年10月10日に、あっせん委員の指名があり、10月24日に高原委員、笛木委員、渡邊委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、11月8日にXXXXXXXXXXにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整し、XXXXXXXXXXさんに決定致しましたが、一部申出の譲受者が決定にいたらなかったため、参集範囲を広げ、11月20日に役場中会議室において、第3回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第18号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第22号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第22号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第22号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ514-8の内。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、9,085㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

調査年月日は、平成29年12月13日であります。

なお、現地調査につきまして、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松 俊男君） 2番・高松。

議案第22号、番号1について報告致します。

12月8日付けで調査依頼があり、12月13日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、澁谷委員、平間委員、高橋委員と事務局からは若松係長と私とで、現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の1ページから3ページをご覧ください。

この土地は、過去から農用地としての利用は無かった部分であり、未利用地となっております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただ今事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字ヌマオロ原野56-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、15,527㎡外1筆、合計の面積69,257㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、ヌマオロ原野 56-1 が雑種地、ヌマオロ原野基線 100-2 が農業施設用地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者名は、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

調査年月日は、平成 29 年 12 月 13 日であります。

なお、現地調査の結果につきまして、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15 番・高橋君。

○15 番（高橋 政寿君） 15 番・高橋です。

議案第 22 号、番号 2 について報告致します。

12 月 11 日付けで調査依頼があり、12 月 13 日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、澁谷委員、高松委員、平間委員と、事務局から若松係長と私で現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。

ヌマオロ原野 56-1 は、一部通路そのほかは未利用地、そして農業用施設用地。

ヌマオロ原野基線 100-2 は、過去から農業用施設用地となっております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15 番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は原案可決されました。

以上をもって、議案第 22 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 23 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 8。議案第 23 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 2 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第 23 号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり 2 件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字多和466番16。

現況地目、畑。

面積、752㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅164.17㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、渡邊委員に報告をお願いしたいと思っております。

宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊 裕義君） 9番・渡邊です。

議案第23号、番号1について報告致します。

12月4日に事務局より調査の依頼がありました。

12月15日に嶋中委員、熊谷委員、私、相撲局長、若松係長で現地調査を行っております。

申請地は参考資料の7ページから10ページに記載されております。

この案件は、[REDACTED]、[REDACTED]さんが農家住宅を建設するための、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請をし、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設地となることは妥当と判断をし、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外をしようとする面積は記載のとおり確認をしております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上報告と致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

区分、除外。

地番、字ヌマオロ原野基線100番2。

現況地目、雑種地。

面積、444㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅83.63㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋 政寿君） 15番・高橋です。

議案第23号、番号2について報告致します。

12月11日に事務局より調査の依頼があり、12月13日に湊谷委員、高松委員、平間委員と私、事務局より若松係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の11ページから14ページに記載されております。

この案件は、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXX跡地に、来年度新規就農予定のXXXXXXXXXXさんが農家住宅を建設するために、農振農用地域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、住宅の建設地とすることは妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外をしようとする面積は記載のとおり確認をしております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第23号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第24号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第24号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西標茶52-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,586㎡外1筆、合計面積は44,051㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入200,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人は2名、譲受人は4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が44,051㎡、譲受人が573,233㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります平間委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 10番・平間君。

○10番(平間清君) 10番・平間です。

議案第24号、番号1について報告致します。

11月24日に事務局より調査の依頼があり、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

売主のXXXXXXXXXXさんは、譲受者であるXXXXXXXXXXさんの要望により今回の申請となりました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、これまで同様に周辺農地への影響はなく、効率的に利用することが見込まれると判断致します。

■さんの耕作する農地面積は、約61haとなりますので、下限面積要件を満たしています。
これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。
以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、議案第24号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第25号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第25号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、■、■さん。

転用者、■、■さん。

土地の所在、字多和466-16。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、752.00㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域除外手続中。

契約内容、所有権移転。

転用目的、農家住宅の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、農家住宅1棟164.17㎡、車庫1棟52.99㎡、駐車場113.77㎡、家庭菜園145.52㎡、通路275.86㎡。

事業費、37,000,000円。

なお、番号1につきましては、調査委員が嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員となっておりますが、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊 裕義君） 9番・渡邊です。

議案第25号、番号1について報告します。

12月4日に事務局より調査依頼がありまして、12月15日に、嶋中委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、若松係長で現地調査を行っております。

申請地は参考資料7ページから10ページに記載されておりますのでご覧下さい。

申請者は譲受者の■■■■さんで、売主の■■■■さんの土地を、農家住宅の設置を目的として、転用の申請をするものであります。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断を致します。

転用する契約内容及び転用目的、転用計画について記載のとおり確認をしております。

実行性、信用力について、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設であることからこの転用について問題はないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第25号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第26号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第26号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第26号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり2件となっております。
番号1。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出年月日、平成29年8月22日。

土地の所在、字標茶646-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,658㎡外43筆、合計面積は730,693㎡となっております。

続いて番号2。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出年月日、平成29年11月20日。

土地の所在、字多和160-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,429㎡外14筆、合計面積は463,879㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第26号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第27号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第27号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第27号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり3件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別439-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、157,983㎡外9筆、合計の面積が498,595㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年1月9日。

対価の支払期限は、平成30年2月14日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、34,293,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君）

番号2について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ408-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,062㎡外4筆、合計の面積が99,393㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年1月9日から平成32年10月29日まで。

土地の引渡時期は、平成30年1月9日。

金額は、年間200,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして澁谷委員に依頼させていただきました、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第27号、番号2について報告致します。

12月11日付けで調査依頼がありまして、12月13日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約で、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、すでに休農され農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け経営規模を拡大、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字熊牛原野15線東12-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、23,321㎡外6筆、合計の面積が116,211㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年1月9日から平成56年1月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年1月9日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号3につきましては、現地調査につきまして森田委員に依頼しておりました。

森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第27号、番号3について報告致します。

12月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月19日に現地調査をしてまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、後継者へ農地を貸付けるものです。

借主の[]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第27号、内容3件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第7回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第7回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時14分閉会）